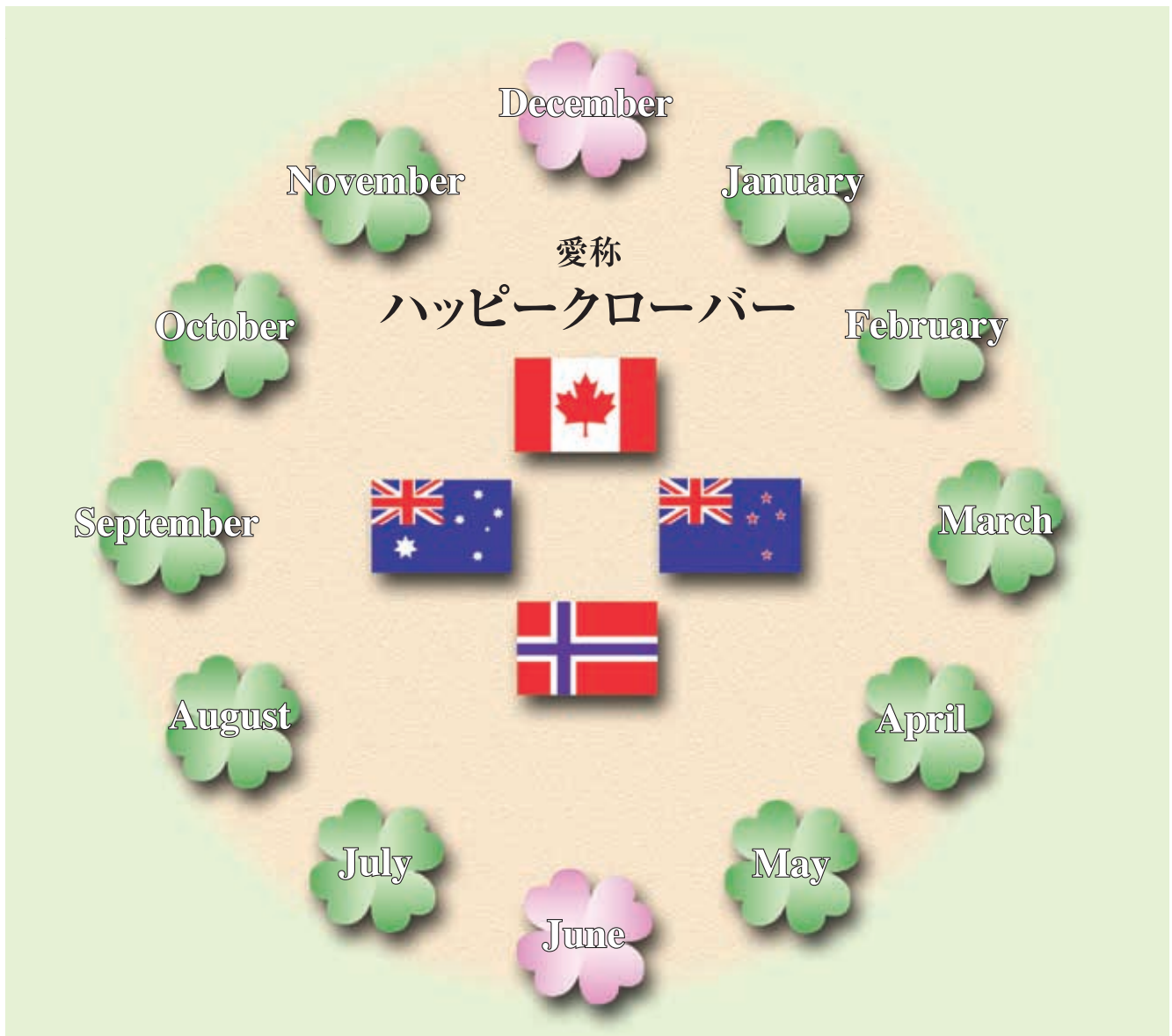


DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース） （愛称：ハッピークローバー）

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資適用



興銀第一ライフ・アセットマネジメント

（「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を「DIAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。）

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース) (愛称:ハッピークローバー)

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資適用

投資信託説明書 (交付目論見書)

2007年9月

興銀第一ライフ・アセットマネジメント

(「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を「DIAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。)



本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に公社債を実質的な投資対象としますので、組入公社債の価格の下落や、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

< 直接ご負担いただく費用 >

申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に 3.15% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

換金(解約)申込日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額とします。

< 間接的にご負担いただく費用(信託財産から支払われる費用) >

信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.05% (税抜 年 1.00%) の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券等売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・信託事務の諸費用 等

当ファンドに係る手数料等の合計額については、申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「手数料等及び税金」をご覧ください。

「D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：ハッピークローバー＞」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成19年9月5日に関東財務局長に提出しており、平成19年9月6日にその効力が発生しております。

「D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：ハッピークローバー＞」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に外国の公社債を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入る有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた公社債の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書（請求目論見書。記載項目等については38頁をご参照ください。）については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録して下さるようお願いいたします。

発行者：興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）
愛称として「ハッピークローバー」という名称を用いる場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額：1兆円を上限とします。

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

< 金融商品取引法等の施行についてのお知らせ >

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行ってまいります。この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

参考

・ 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 8 項

目 次	
項 目	掲載ページ
ファンドの概要	1
投資方針 (1)運用方針 (2)運用体制 (3)分配方針 (4)投資制限 (5)運用状況	2
リスク (1)基準価額の主な変動要因 (2)その他の留意点 (3)リスク管理体制	16
手続きの概要 (1)お買付の手続き (2)ご換金の手続き	19
手数料等及び税金 (1)直接ご負担いただく費用・税金 (2)間接的にご負担いただく費用 (3)税金について	22
管理及び運営の概要 (1)ファンド組入資産の評価 (2)信託期間 (3)計算期間 (4)償還規定 (5)信託約款の変更 (6)運用報告書 (7)保管	26
ファンドの基本的性格	28
ファンドの仕組み	30
内国投資信託受益証券事務の概要	31
委託会社の情報	32
財務ハイライト情報	33
ファンドの詳細情報の項目	38
約款	39
用語説明	53

ファンドの概要

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)(愛称:ハッピークローバー)

以下「ファンド」という場合があります。

商品分類	追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資適用
ファンドのねらい	DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に高格付資源国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
主な投資対象	DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換等により取得するものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主な基準価額変動リスク	実質的に公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資を行いますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限（設定日：平成15年7月15日）
収益分配 (決算日：原則毎月5日)	月1回の決算時（原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は、税引後、無手数料で自動的に全額再投資されます。
お申込期間	継続申込期間：平成19年9月6日～平成20年9月5日 継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 カナダの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。
お申込単位 (当初元本：1口=1円)	「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。取扱コースおよびお申込単位は販売会社または下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 当ファンドのお申込手数料は販売会社または下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。 償還乗換え等の場合には、お申込手数料が優遇される場合があります。
途中換金	原則として、いつでも各販売会社が定める単位で解約できます。 海外休業日には、解約のお申込みの受付を行いません。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約申込日の翌営業日の基準価額に対して0.2%を乗じて得た額
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.05%（税抜1.00%）

当投資信託説明書（交付目論見書）中で使用している専門的な用語については、巻末に「用語説明」を設けておりますので、ご参照ください。

当ファンドの販売会社および払込取扱場所については、下記の照会先までお問い合わせください。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」または「ダイアム」といいます。）

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を「DIAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

投資方針

(1) 運用方針

< 投資対象 >

高格付資源国の公社債を主要投資対象とします。

当ファンドはDIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)受益証券に投資を行い、実質的に高格付資源国の公社債を主要投資対象とします。

投資対象の詳細は、約款をご参照ください。

< 目的および投資態度 >

主にDIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じ、**実質的に高格付資源国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。**

比較的高金利の期待できる「資源国」に投資します。

「資源国」とは、「石油、鉱物資源、ガス、石炭等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済もしくは世界経済に影響を与えると考えられる国」と定義します。

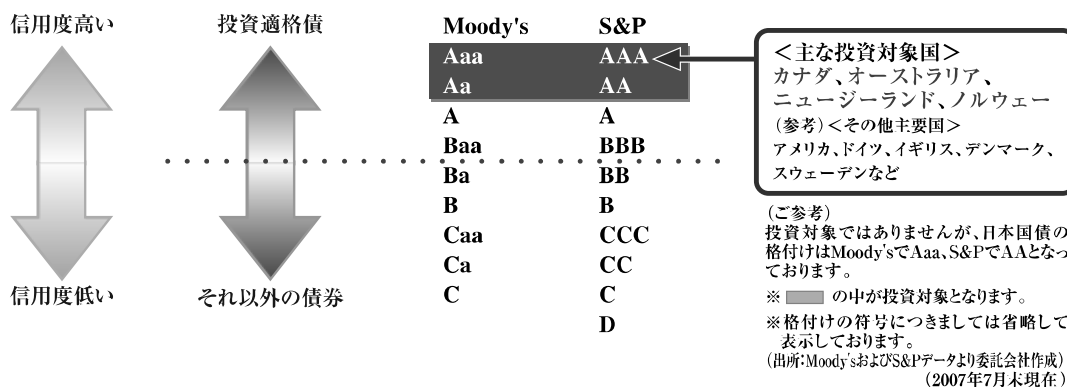
投資対象となる公社債は、国債を中心に信用度の高いAA格以上の格付けを取得しているとともに、流動性の高い銘柄とします。

格付機関はムーディーズ社(Moody's社)またはスタンダード&プアーズ社(S&P社)とし、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けとします。

主な投資対象国は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーです。

なお、2007年7月末時点の基本的な国別資産配分比率はカナダ60%、オーストラリア30%、ニュージーランド5%、ノルウェー5%です。

この比率は、今後の市場規模、経済規模、市場動向等の変化などにより変更する場合があります。



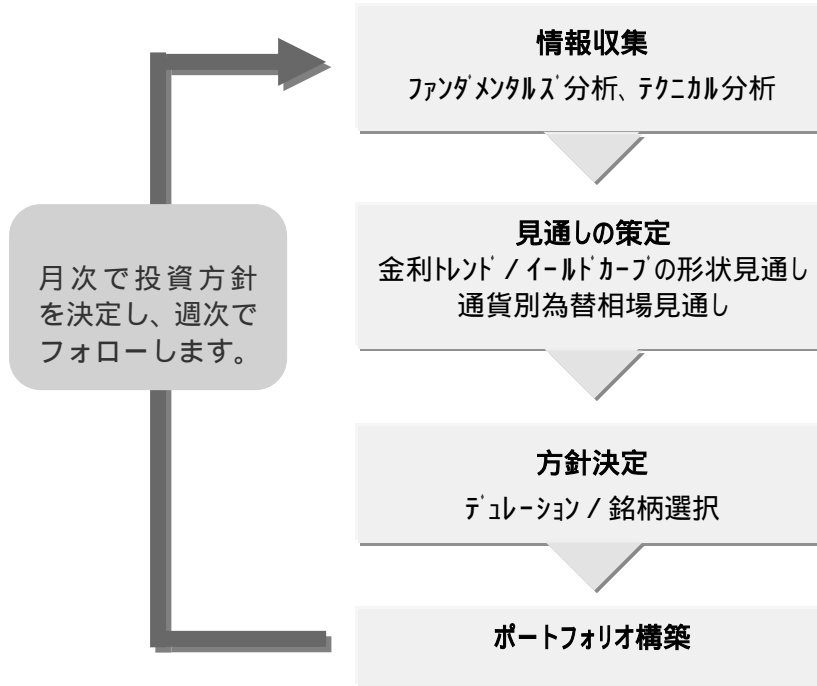
実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

運用プロセス

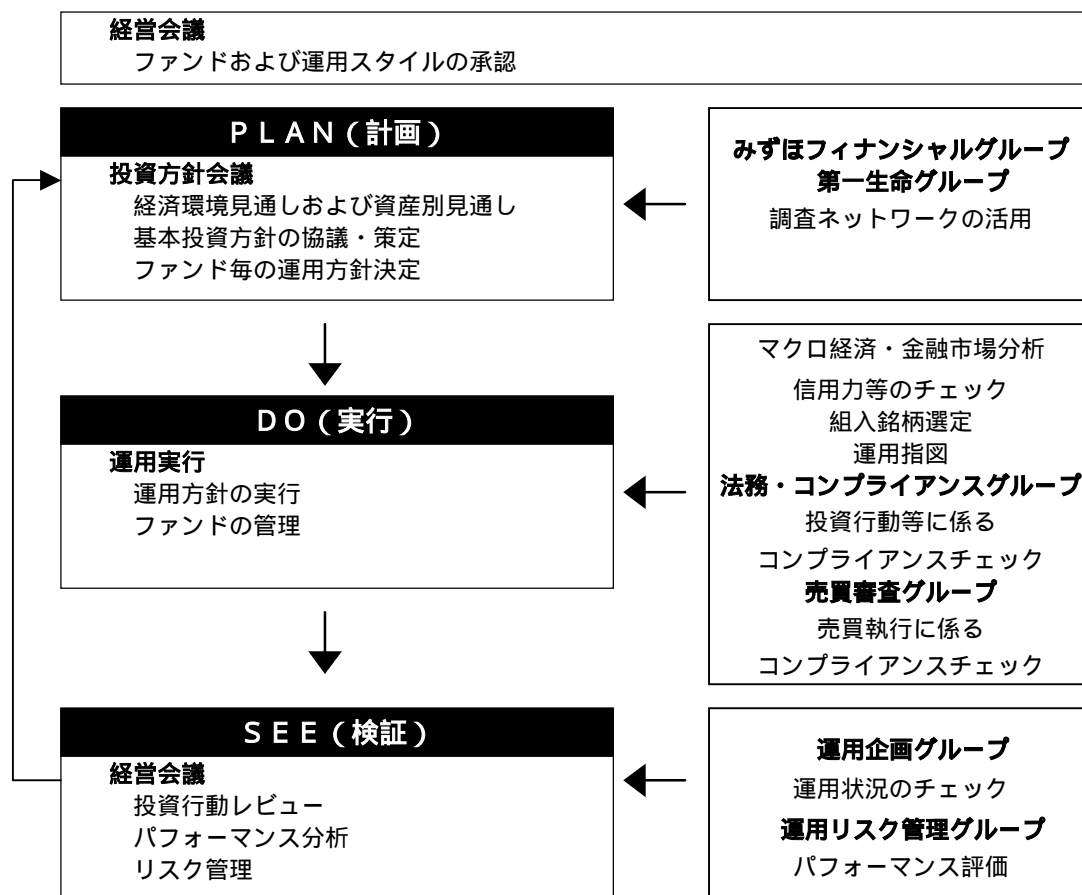
当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

実質的な運用をDIAM高格付インカム・オープン・マザーファンドで行い、当ファンドは当該マザーファンド受益証券への投資を通じ、実質的に高格付資源国の公社債を主要投資対象とします。

様々な定性・定量分析を行い、債券の銘柄選定等の運用の基本方針と具体案を策定し、売買執行を実施します。



(2) 運用体制



委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンドに係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンドの運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

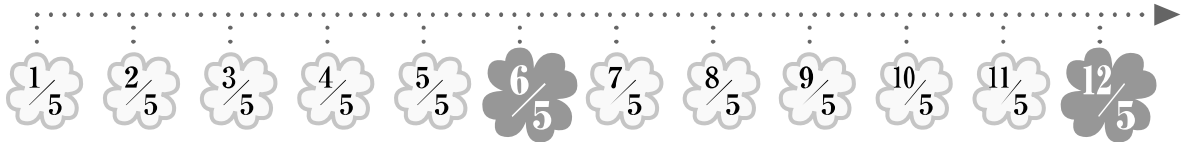
運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果であるファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。

上記体制は平成19年6月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(3) 配分方針

収益配分方針

毎決算時(原則として毎月5日、休業日の場合は翌営業日。)に、経費控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)から、原則として利子等収益の範囲内で分配を行います。また、売買益(評価益を含みます。)は、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。



「分配金受取コース」:分配金は、原則として決算日より起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」:分配金は、税引後自動的に無手数料で全額再投資されます。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
- 1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等(後述のファンドの基本的性格「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(4) 投資制限

当ファンドの約款における投資制限（詳しくは約款をご参照ください。）

株式への実質投資割合

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。株式（株式投資信託証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への実質投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。

有価証券先物取引等の運用指図

委託会社は、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。

外国為替予約取引の運用指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

法令等による投資制限

先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに八ならびに二に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

- イ. 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)
- ロ. 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- ハ. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- ニ. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(5) 運用状況

(1) 【投資状況】

平成19年7月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	883,751,218,169	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		242,876,553	0.03
合計	(純資産総額)	883,994,094,722	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド

平成19年7月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	カナダ	474,555,407,942	50.39
	ノルウェー	38,730,171,316	4.11
	ニュージーランド	15,457,896,557	1.64
	小計	528,743,475,814	56.14
特殊債券	カナダ	4,770,424,710	0.51
	ノルウェー	24,464,474,309	2.60
	オーストラリア	108,286,346,080	11.50
	国際機関	216,207,272,752	22.96
	小計	353,728,517,851	37.56
社債券	カナダ	45,140,022,900	4.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,172,876,671	1.50
合計	(純資産総額)	941,784,893,236	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成19年7月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	D I A M高格付 インカム・ オープン・ マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	550,932,746,194	15,769.87	868,813,587,784	16,041.00	883,751,218,169	99.97

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成19年7月5日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

(参考) マザーファンドの投資資産

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

平成19年7月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)			
1	CANADA 5.75 06/01/29	国債 証券	カナダ	48,339,876,000	118.99	57,518,168,256	116.56	56,343,025,871	5.75	2029/6/1	5.98
2	CANADA 5.75 06/01/33	国債 証券	カナダ	46,586,917,000	121.50	56,603,104,155	118.78	55,335,940,013	5.75	2033/6/1	5.88
3	CANADA 5.0 06/01/37	国債 証券	カナダ	38,866,932,000	111.31	43,263,948,017	108.56	42,192,386,702	5.00	2037/6/1	4.48
4	CANADA 4.25 09/01/08	国債 証券	カナダ	41,850,445,000	99.58	41,675,928,644	99.55	41,660,443,980	4.25	2008/9/1	4.42
5	QUEENSLAND 6.0 10/14/15	特殊 債券	オースト ラリア	27,730,752,000	98.00	27,176,136,960	96.78	26,837,821,786	6.00	2015/10/14	2.85
6	CANADA 8.0 06/01/27	国債 証券	カナダ	18,493,137,000	147.15	27,212,096,301	144.47	26,717,774,749	8.00	2027/6/1	2.84
7	CANADA 5.5 06/01/09	国債 証券	カナダ	25,423,710,000	101.72	25,860,997,812	101.58	25,825,658,855	5.50	2009/6/1	2.74
8	CANADA 5.0 06/01/14	国債 証券	カナダ	24,982,568,000	103.05	25,744,786,150	102.33	25,565,161,486	5.00	2014/6/1	2.71
9	CANHOU 4.4 03/15/08	社債 券	カナダ	24,843,260,000	99.82	24,799,038,997	99.76	24,784,629,906	4.40	2008/3/15	2.63
10	NEW S WALES 6.0 05/01/12	特殊 債券	オースト ラリア	23,558,496,000	98.38	23,176,848,365	97.53	22,976,601,149	6.00	2012/5/1	2.44
11	CANADA 4.5 06/01/15	国債 証券	カナダ	22,892,948,000	100.05	22,904,394,474	99.39	22,753,301,017	4.50	2015/6/1	2.42
12	CANADA 4.25 09/01/09	国債 証券	カナダ	20,884,591,000	99.28	20,734,221,945	99.19	20,715,008,121	4.25	2009/9/1	2.20
13	CANADA 4.0 09/01/10	国債 証券	カナダ	21,058,726,000	98.26	20,692,304,168	98.18	20,675,457,187	4.00	2010/9/1	2.20
14	CANADA 8.0 06/01/23	国債 証券	カナダ	14,801,475,000	140.38	20,778,162,590	138.26	20,464,519,335	8.00	2023/6/1	2.17
15	CANADA 3.75 09/01/11	国債 証券	カナダ	20,931,027,000	96.92	20,286,351,368	96.80	20,261,234,136	3.75	2011/9/1	2.15
16	QUEENSLAND 6.0 08/14/13	特殊 債券	オースト ラリア	20,397,696,000	97.15	19,816,361,664	96.70	19,724,572,032	6.00	2013/8/14	2.09
17	CANADA 6.0 06/01/11	国債 証券	カナダ	17,459,936,000	105.21	18,368,900,268	104.92	18,318,964,851	6.00	2011/6/1	1.95
18	EIB 5.75 09/15/09	特殊 債券	国際機関	17,068,320,000	98.34	16,784,985,888	98.22	16,764,503,904	5.75	2009/9/15	1.78
19	CANADA 5.25 06/01/13	国債 証券	カナダ	16,078,465,000	103.83	16,694,109,425	103.27	16,603,909,236	5.25	2013/6/1	1.76
20	COE 5.625 12/14/15	特殊 債券	国際機関	16,172,760,000	94.68	15,312,692,623	93.54	15,128,646,614	5.63	2015/12/14	1.61
21	CANADA 5.25 06/01/12	国債 証券	カナダ	14,499,641,000	103.13	14,952,899,778	102.85	14,913,460,754	5.25	2012/6/1	1.58
22	NORWAY 5.5 05/15/09	国債 証券	ノル ウェー	12,368,090,000	100.66	12,449,719,394	100.33	12,408,904,697	5.50	2009/5/15	1.32
23	CANADA 4.0 06/01/16	国債 証券	カナダ	12,572,547,000	96.48	12,129,993,346	95.75	12,038,213,753	4.00	2016/6/1	1.28
24	EIB 5.375 01/24/11	特殊 債券	国際機関	11,589,600,000	96.46	11,179,306,034	95.85	11,108,631,600	5.38	2011/1/24	1.18
25	NORWAY 6.5 05/15/13	国債 証券	ノル ウェー	10,271,625,000	107.05	10,995,774,563	106.70	10,959,823,875	6.50	2013/5/15	1.16
26	AFDB 5.5 02/21/11	特殊 債券	国際機関	11,273,520,000	96.50	10,879,285,006	96.10	10,833,852,720	5.50	2011/2/21	1.15
27	CANADA 2.75 12/01/07	国債 証券	カナダ	10,575,799,000	99.16	10,486,433,498	99.26	10,497,432,329	2.75	2007/12/1	1.11

平成19年7月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)			
28	NEW S WALES 7.0 12/01/10	特殊 債券	オースト ラリア	10,314,744,000	101.60	10,479,779,904	101.04	10,422,017,338	7.00	2010/12/1	1.11
29	EIB 6.5 09/10/14	特殊 債券	国際機関	11,141,800,000	93.68	10,437,638,240	93.11	10,374,129,980	6.50	2014/9/10	1.10
30	NORWAY 5.0 05/15/15	国債 証券	ノル ウェー	10,218,950,000	99.45	10,162,745,775	99.15	10,132,088,925	5.00	2015/5/15	1.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成19年7月5日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	56.14
特殊債券	37.56
社債券	4.79
合計	98.50

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成19年7月5日)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末(平成15年9月5日現在)	19,533	19,603	0.9685	0.9720
	第2期末(平成15年10月6日現在)	22,030	22,110	0.9631	0.9666
	第3期末(平成15年11月5日現在)	22,979	23,063	0.9583	0.9618
	第4期末(平成15年12月5日現在)	24,146	24,233	0.9757	0.9792
第2特定期間	第5期末(平成16年1月5日現在)	26,354	26,447	0.9909	0.9944
	第6期末(平成16年2月5日現在)	26,939	27,036	0.9668	0.9703
	第7期末(平成16年3月5日現在)	31,435	31,543	1.0172	1.0207
	第8期末(平成16年4月5日現在)	31,958	32,075	0.9600	0.9635
	第9期末(平成16年5月6日現在)	34,056	34,180	0.9623	0.9658
	第10期末(平成16年6月7日現在)	36,739	36,872	0.9662	0.9697
第3特定期間	第11期末(平成16年7月5日現在)	38,463	38,602	0.9673	0.9708
	第12期末(平成16年8月5日現在)	40,535	40,678	0.9910	0.9945
	第13期末(平成16年9月6日現在)	40,952	41,097	0.9914	0.9949
	第14期末(平成16年10月5日現在)	42,670	42,816	1.0230	1.0265
	第15期末(平成16年11月5日現在)	45,932	46,087	1.0367	1.0402
	第16期末(平成16年12月6日現在)	49,763	51,174	1.0053	1.0338
第4特定期間	第17期末(平成17年1月5日現在)	59,363	59,571	0.9977	1.0012
	第18期末(平成17年2月7日現在)	71,469	71,722	0.9893	0.9928
	第19期末(平成17年3月7日現在)	87,315	87,618	1.0091	1.0126
	第20期末(平成17年4月5日現在)	105,581	105,940	1.0297	1.0332
	第21期末(平成17年5月6日現在)	121,620	122,043	1.0073	1.0108
	第22期末(平成17年6月6日現在)	144,518	148,623	1.0035	1.0320
第5特定期間	第23期末(平成17年7月5日現在)	194,310	194,969	1.0305	1.0340
	第24期末(平成17年8月5日現在)	240,244	241,045	1.0496	1.0531
	第25期末(平成17年9月5日現在)	277,064	277,975	1.0649	1.0684
	第26期末(平成17年10月5日現在)	321,941	322,978	1.0870	1.0905
	第27期末(平成17年11月7日現在)	369,744	370,929	1.0926	1.0961
	第28期末(平成17年12月5日現在)	398,711	455,794	1.0023	1.1458
第6特定期間	第29期末(平成18年1月5日現在)	551,124	553,096	0.9782	0.9817
	第30期末(平成18年2月6日現在)	619,212	621,402	0.9894	0.9929
	第31期末(平成18年3月6日現在)	670,146	672,564	0.9701	0.9736
	第32期末(平成18年4月5日現在)	700,261	702,856	0.9443	0.9478
	第33期末(平成18年5月8日現在)	725,750	728,454	0.9394	0.9429
	第34期末(平成18年6月5日現在)	745,842	748,622	0.9389	0.9424
第7特定期間	第35期末(平成18年7月5日現在)	765,210	768,054	0.9418	0.9453
	第36期末(平成18年8月7日現在)	786,854	789,759	0.9481	0.9516
	第37期末(平成18年9月5日現在)	825,703	828,650	0.9806	0.9841
	第38期末(平成18年10月5日現在)	844,202	847,208	0.9829	0.9864
	第39期末(平成18年11月6日現在)	855,548	858,589	0.9849	0.9884
	第40期末(平成18年12月5日現在)	857,690	860,752	0.9806	0.9841

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第8特定期間	第41期末(平成19年1月5日現在)	847,760	850,797	0.9772	0.9807
	第42期末(平成19年2月5日現在)	844,340	847,352	0.9810	0.9845
	第43期末(平成19年3月5日現在)	809,943	812,924	0.9512	0.9547
	第44期末(平成19年4月5日現在)	849,601	852,585	0.9966	1.0001
	第45期末(平成19年5月7日現在)	871,042	873,984	1.0363	1.0398
	第46期末(平成19年6月5日現在)	846,290	899,439	1.0111	1.0746
	平成18年7月末	782,203	-	0.9480	-
	8月末	832,277	-	0.9901	-
	9月末	848,905	-	0.9931	-
	10月末	854,480	-	0.9865	-
	11月末	861,339	-	0.9862	-
	12月末	861,109	-	0.9929	-
	平成19年1月末	852,710	-	0.9904	-
	2月末	841,641	-	0.9877	-
	3月末	842,912	-	0.9887	-
	4月末	865,669	-	1.0292	-
	5月末	884,381	-	1.0566	-
	6月末	876,983	-	1.0207	-
	7月5日	883,994	887,015	1.0241	1.0276

【分配の推移】

		1口当たりの分配額(円)
第1特定期間	第1期	0.0035
	第2期	0.0035
	第3期	0.0035
	第4期	0.0035
第2特定期間	第5期	0.0035
	第6期	0.0035
	第7期	0.0035
	第8期	0.0035
	第9期	0.0035
	第10期	0.0035
第3特定期間	第11期	0.0035
	第12期	0.0035
	第13期	0.0035
	第14期	0.0035
	第15期	0.0035
	第16期	0.0285
第4特定期間	第17期	0.0035
	第18期	0.0035
	第19期	0.0035
	第20期	0.0035
	第21期	0.0035
	第22期	0.0285

		1口当たりの分配額(円)
第5特定期間	第23期	0.0035
	第24期	0.0035
	第25期	0.0035
	第26期	0.0035
	第27期	0.0035
	第28期	0.1435
第6特定期間	第29期	0.0035
	第30期	0.0035
	第31期	0.0035
	第32期	0.0035
	第33期	0.0035
	第34期	0.0035
第7特定期間	第35期	0.0035
	第36期	0.0035
	第37期	0.0035
	第38期	0.0035
	第39期	0.0035
	第40期	0.0035
第8特定期間	第41期	0.0035
	第42期	0.0035
	第43期	0.0035
	第44期	0.0035
	第45期	0.0035
	第46期	0.0635

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1特定期間	第1期	2.80
	第2期	0.20
	第3期	0.13
	第4期	2.18
第2特定期間	第5期	1.92
	第6期	2.08
	第7期	5.58
	第8期	5.28
	第9期	0.60
	第10期	0.77
第3特定期間	第11期	0.48
	第12期	2.81
	第13期	0.39
	第14期	3.54
	第15期	1.68
	第16期	0.28

		収益率 (%)
第4特定期間	第17期	0.41
	第18期	0.49
	第19期	2.36
	第20期	2.39
	第21期	1.84
	第22期	2.45
第5特定期間	第23期	3.04
	第24期	2.19
	第25期	1.79
	第26期	2.40
	第27期	0.84
	第28期	4.87
第6特定期間	第29期	2.06
	第30期	1.50
	第31期	1.60
	第32期	2.30
	第33期	0.15
	第34期	0.32
第7特定期間	第35期	0.68
	第36期	1.04
	第37期	3.80
	第38期	0.59
	第39期	0.56
	第40期	0.08
第8特定期間	第41期	0.01
	第42期	0.75
	第43期	2.68
	第44期	5.14
	第45期	4.33
	第46期	3.70

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

リスク

(1) 基準価額の主な変動要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

信用リスク

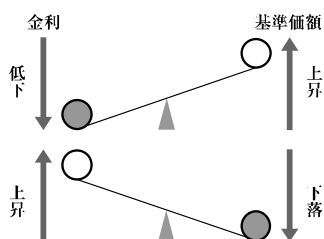
信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

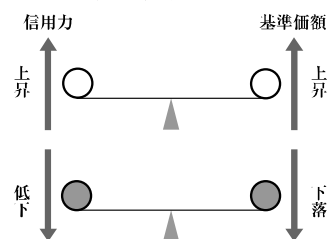
金利リスク

金利が上昇した場合、債券価格は下落し、基準価額が下がる要因となります。



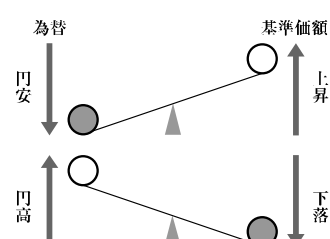
信用リスク

組み入れている債券の発行体が経営不安、倒産に陥った場合、あるいはこうした状況に陥ると予想される場合、基準価額が下がる要因となります。



為替リスク

外国為替相場が対円で下落（=円高）した場合、基準価額が下がる要因となります。



(2) その他の留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する要因となる場合があります。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向または市場動向等によっては、前記の投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められた信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に公社債など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ロ. 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

(3) リスク管理体制

運用プロセスにおけるリスク管理

・運用状況のモニター・管理

運用企画グループにおいて、定量的アプローチにより、各ファンドの運用状況のモニター・管理を実施します。

その内容は随時運用担当役員に報告されます。

運用プロセス外におけるリスク管理

・コンプライアンスチェック

運用部門から独立した法務・コンプライアンスグループにおいて、関連法令、協会ルール、約款等に基づき、投資行動に係るコンプライアンスチェックを実施します。また、売買審査グループにおいて、売買執行に係るコンプライアンスチェックを実施します。その結果は毎月「コンプライアンス委員会」において経営層に報告されます。

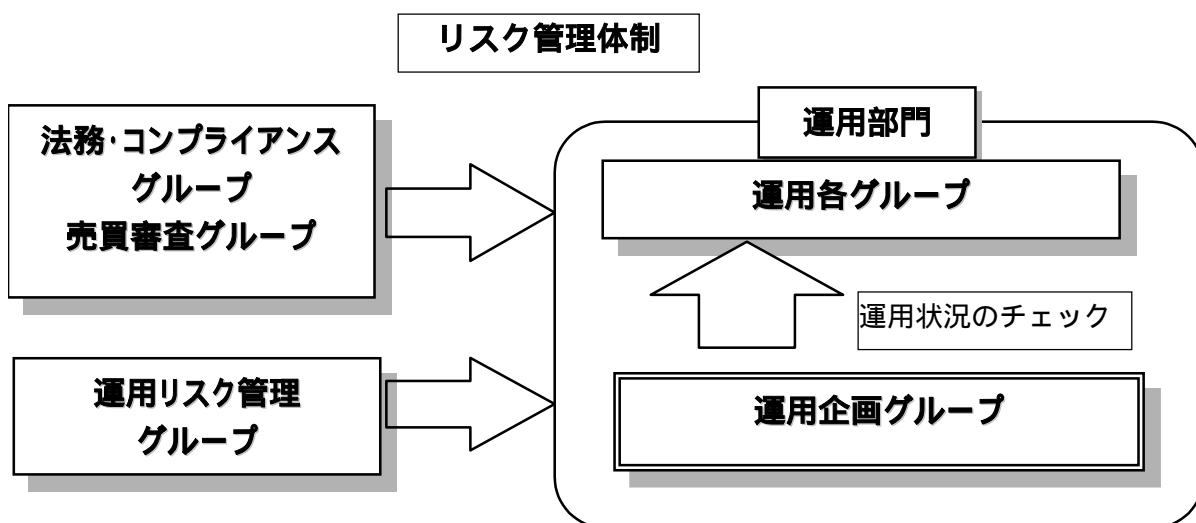
・パフォーマンス評価

運用部門から独立した運用リスク管理グループにおいて、ファンドごとのデータに基づいたリスク値や要因分析結果をもとに第三者的な立場でパフォーマンス評価を実施します。

リスク値や要因分析の結果は毎月「経営会議」および「リスク管理委員会」において、経営層に報告されます。

また、これに先立って、各ファンドマネジャーと個別に運用状況を確認する会議を、運用担当役員出席のもとで実施しており、その席で運用部門に対する個別のフィードバックを行っております。

・売買執行にあたっては運用部門からは独立したトレーディンググループを設置しております。



リスク管理体制は、平成 19 年 6 月 29 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手続きの概要

(1) お買付の手続き

お申込期間

継続申込期間：平成19年9月6日から平成20年9月5日まで

ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

カナダの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。

また、委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込単位（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

当ファンドのお申込手数料は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

発行価額の総額

1兆円を上限とします。

(2) ご換金の手続き

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時)までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。

解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

解約代金の受渡金額

解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた額となります。

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

手数料等及び税金

(1) 直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料	お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15% (税抜3.0%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税および地方税	平成 21 年 3 月 31 日まで ・個人の受益者 普通分配金に対して 10% (所得税 7%、地方税 3%) ・法人の受益者 普通分配金に対して 7% (所得税 7%) 平成 21 年 4 月 1 日以降 ・個人の受益者 普通分配金に対して 20% (所得税 15%、地方税 5%) ・法人の受益者 普通分配金に対して 15% (所得税 15%)
解約時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2%
	所得税および地方税	平成 21 年 3 月 31 日まで ・個人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 10% (所得税 7%、地方税 3%) ・法人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 7% (所得税 7%) 平成 21 年 4 月 1 日以降 ・個人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 20% (所得税 15%、地方税 5%) ・法人の受益者 解約価額の個別元本超過額に対して 15% (所得税 15%)
償還時	所得税および地方税	平成 21 年 3 月 31 日まで ・個人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 10% (所得税 7%、地方税 3%) ・法人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 7% (所得税 7%) 平成 21 年 4 月 1 日以降 ・個人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 20% (所得税 15%、地方税 5%) ・法人の受益者 償還価額の個別元本超過額に対して 15% (所得税 15%)

税金の詳細は、「(3)税金について」をご参照ください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- ・償還乗換えによるお申込みについては、お申込手数料が優遇される場合があります（償還乗換優遇措置）。この場合の取扱いは次に従って行われます。
 - 1) お申込受付日が属する月の前3ヵ月以内に償還・買取請求・解約請求により、次のイ.からハ.（「償還金等」といいます。）の支払いを受けた販売会社でお申込みが行われる場合が対象となります。
 - イ.証券投資信託の償還金
 - ロ.信託期間を延長した単位型証券投資信託にあっては延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金
 - ハ.信託期間を延長した追加型証券投資信託のうち、延長前の信託終了日以降において収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託の延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金
 - 2) 優遇の対象となるのは、単位型証券投資信託の支払いを受けた場合には、その元本額と償還金等のいずれか大きい額の範囲内で取得する口数とし、追加型証券投資信託の支払いを受けた場合には、償還金等の範囲内で取得する口数とします。
 - 3) なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。
- ・下記の一定の条件を満たした追加型証券投資信託を解約請求または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行った販売会社において当ファンドのお申込みをする場合、当該解約代金または売却代金の範囲内で取得する口数については、販売会社独自の料率になる場合があります。（換金乗換優遇措置）

(注)「一定の条件」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権のお申込みを行った販売会社において、当該信託の信託終了1年前以内で当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(2) 間接的にご負担いただく費用

時期	項目	費用	
		総額	信託財産の純資産総額に対して 年率 1.05% (税抜 1.00%)
毎日	信託報酬	配分	委託会社：信託財産の純資産総額に対して 年率 0.4200% ~ 0.5250% (注) (税抜 0.40% ~ 0.50%)
			販売会社：信託財産の純資産総額に対して 年率 0.4725% ~ 0.5775% (注) (税抜 0.45% ~ 0.55%)
			受託会社：信託財産の純資産総額に対して 年率 0.0525% (税抜 0.05%)

信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

(注) 委託会社および販売会社の信託報酬の配分については、各販売会社を基準とし、当該販売会社の取扱いにかかる受益権口数の純資産額に応じて、以下の率を適用するものとします。

	委託会社	販売会社
各販売会社の取扱い純資産額 300億円以下の部分	年率 0.5250% (税抜 0.50%)	年率 0.4725% (税抜 0.45%)
各販売会社の取扱い純資産額 300億円超 800億円以下の部分	年率 0.4725% (税抜 0.45%)	年率 0.5250% (税抜 0.50%)
各販売会社の取扱い純資産額 800億円超の部分	年率 0.4200% (税抜 0.40%)	年率 0.5775% (税抜 0.55%)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(3) 税金について

・個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までについては、10% (所得税 7%、地方税 3%) の税率で源泉徴収が行われ申告不要制度が適用されます。また、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約または償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降については、20% (所得税 15%、地方税 5%) の税率が適用される予定です。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

・法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までについては、7% (所得税 7%) の税率で源泉徴収されますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降については、15% (所得税 15%) の税率が適用される予定です。また、地方税の源泉徴収はありません。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(注) 法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) が当該受益者の元本 (個別元本) にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。)

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

管理及び運営の概要

(1) ファンド組入資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されております。

(2) 信託期間

信託期間は、原則として無期限です。

ただし、下記(4)償還規定により、信託を終了する場合があります。

(3) 計算期間

計算期間は毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(4) 償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。

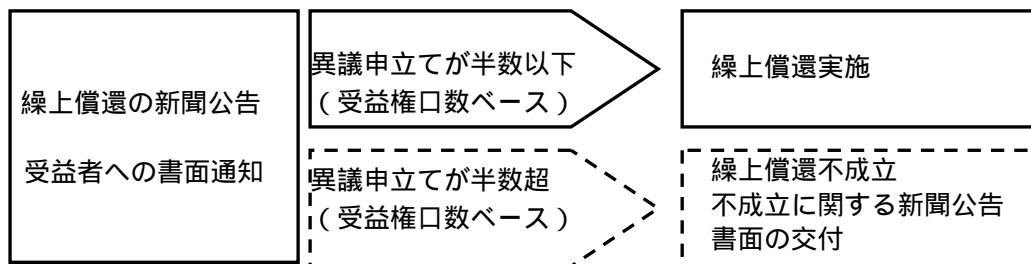
受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。

受益者のために有利であると認めるとき。

やむを得ない事情が発生したとき。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手続きにより行います。



受益者の異議申立て期間
は1ヵ月以上。

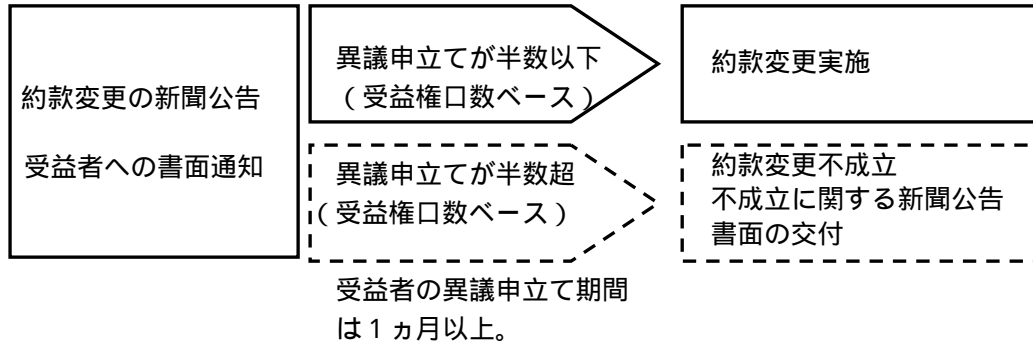
全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

(5) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は前述の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合は、以下の手続きにより行います。



全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

(6) 運用報告書

委託会社は、毎特定期間の末日(原則として毎年6月5日および12月5日。休業日の場合は翌営業日。)および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

(7) 保管

該当事項はありません。

ファンドの基本的性格

ファンドの基本的性格

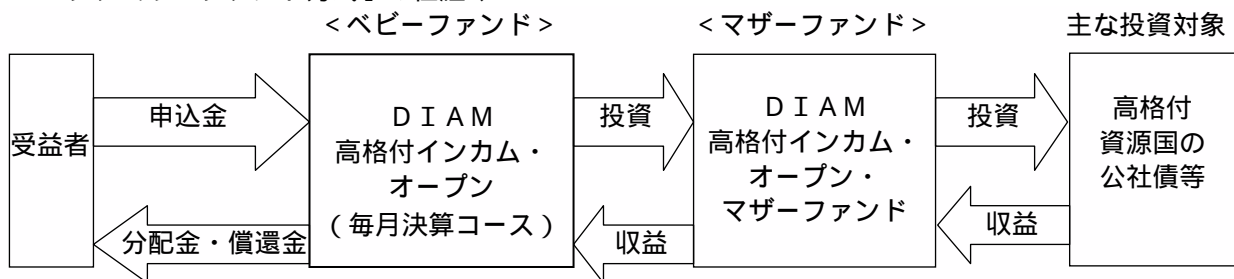
当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属し、原則としていつでも買付け、解約のお申込みができます。なお、海外休業日には、買付け、解約のお申込みの受付を行いません。

当ファンドは、追加型株式投資信託のうちバランス型 に属します。

「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは、公社債中心の運用を行うもの。」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド(「DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド」)の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。なお、当該マザーファンドは高格付資源国の公社債を中心に投資を行います。

「ファミリーファンド方式」の仕組み



ベビーファンドはマザーファンドのほか、公社債等に直接投資を行うこともあります。

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンドを主要投資対象としているベビーファンドは下記の通りです。

- DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)
- DIAM高格付インカム・オープン<DC年金>
- DIAM高格付インカム・オープンSRI(毎月決算コース)
- みずほBNY米国バンクローンファンド
- DIAM世界インカム・オープン(毎月決算コース)
- 自然環境保護ファンド
- DIAM高格付インカム私募ファンド(毎月決算コース)(適格機関投資家向け)
- DIAM高格付インカム私募ファンド2(毎月決算コース)(適格機関投資家向け)
- DIAM高格付インカム私募ファンド3(3ヶ月決算コース)(適格機関投資家向け)
- DIAM高格付インカム私募オープン(3ヵ月決算コース)(適格機関投資家向け)
- DIAM世界3資産オープン(毎月決算型)

上記ベビーファンド以外にも、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドが設定される場合があります。

マザーファンドの投資対象および投資制限等の詳細は、約款をご覧ください。

当ファンドの信託金の限度額は、1兆5千億円とします。

内国投資信託受益証券の形態等
契約型の追加型証券投資信託の受益権
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

振替機関に関する事項
振替機関は下記の通りです。
・株式会社証券保管振替機構

振替受益権について

ファンドの受益権は、振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし、

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

ファンドの仕組み

委託会社：興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を

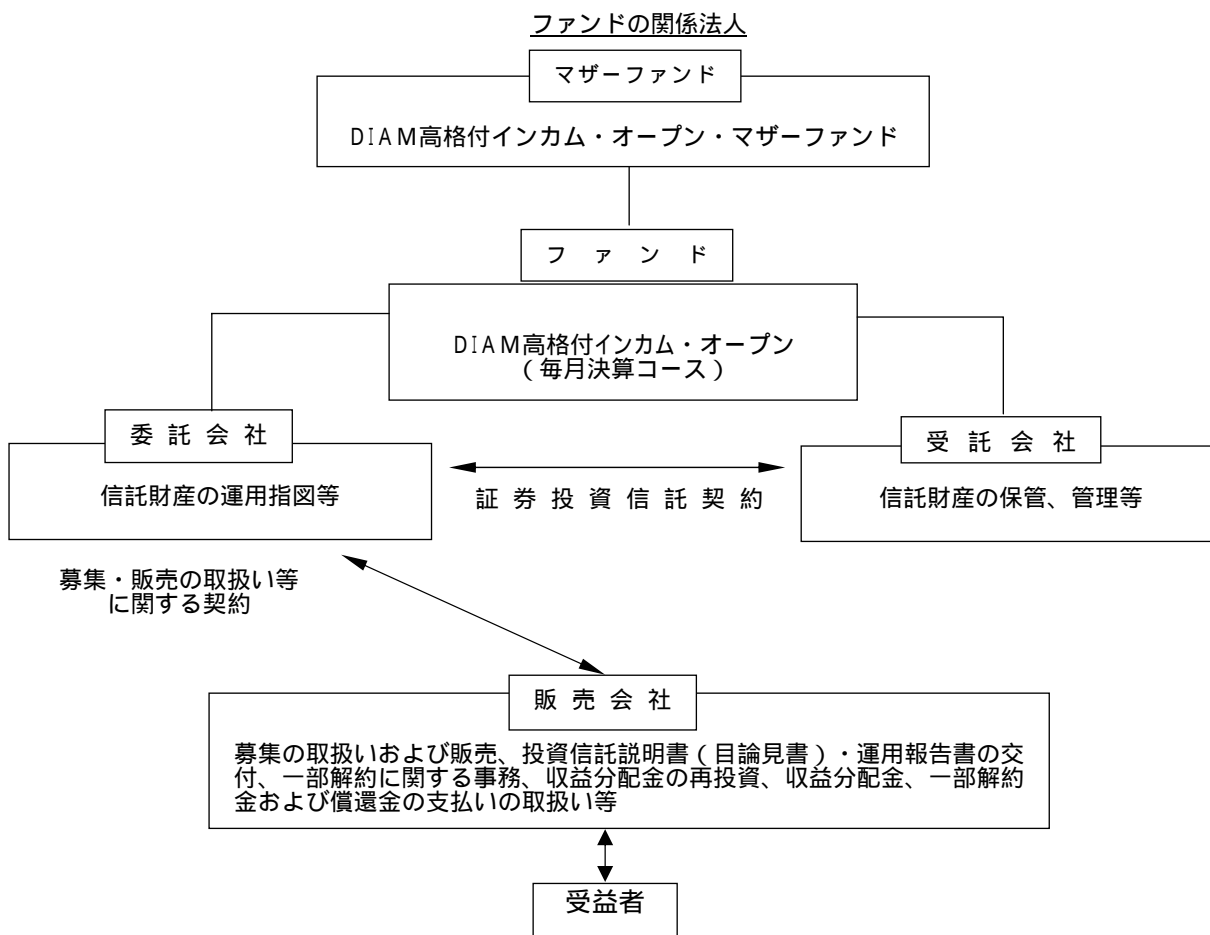
「DIAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者集会

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

委託会社の情報

(1) 資本金の額

20 億円 (平成 19 年 6 月 29 日現在)

(2) 委託会社の沿革

昭和 60 年 7 月 1 日	会社設立
平成 10 年 3 月 31 日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成 10 年 12 月 1 日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成 11 年 10 月 1 日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成 20 年 1 月 1 日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更(予定)

(3) 大株主の状況

(平成19年6月29日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

財務ハイライト情報

- (1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」(以下「財務諸表」という。)より抜粋しております。
- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成18年6月6日から平成18年12月5日まで)及び当特定期間(平成18年12月6日から平成19年6月5日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

1【貸借対照表】

科目	注記 番号	前 期	当 期
		平成18年12月5日現在 金額(円)	平成19年6月5日現在 金額(円)
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		3,305,131,991	36,081,706,796
親投資信託受益証券		857,184,529,858	845,213,587,784
未収入金		2,000,000,000	20,500,000,000
流動資産合計		862,489,661,849	901,795,294,580
資産合計		862,489,661,849	901,795,294,580
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		3,061,384,110	53,149,629,578
未払解約金		1,018,688,871	1,620,544,103
未払受託者報酬		35,766,423	36,558,409
未払委託者報酬		679,562,063	694,610,210
その他未払費用		3,576,627	3,655,827
流動負債合計		4,798,978,094	55,504,998,127
負債合計		4,798,978,094	55,504,998,127
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		874,681,174,463	837,002,040,604
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	*3	16,990,490,708	9,288,255,849
(うち分配準備積立金)		(2,194,964,139)	(22,872,489,611)
剰余金合計		16,990,490,708	9,288,255,849
元本等合計		857,690,683,755	846,290,296,453
純資産合計		857,690,683,755	846,290,296,453
負債・純資産合計		862,489,661,849	901,795,294,580

2【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	前 期	当 期
		自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		1,234,604	6,300,524
有価証券売買等損益		56,262,080,730	98,879,057,926
営業収益合計		56,263,315,334	98,885,358,450
営業費用			
受託者報酬		214,212,879	223,865,170
委託者報酬		4,070,044,599	4,253,440,324
その他費用		21,421,196	22,386,428
営業費用合計		4,305,678,674	4,499,691,922
営業利益金額		51,957,636,660	94,385,666,528
経常利益金額		51,957,636,660	94,385,666,528
当期純利益金額		51,957,636,660	94,385,666,528
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		284,474,534	1,407,491,460
期首欠損金		48,494,483,289	16,990,490,708
欠損金減少額		1,851,688,906	1,404,926,833
当期一部解約に伴う欠損金減少額		1,851,688,906	1,230,908,414
当期追加信託に伴う欠損金減少額		-	174,018,419
欠損金増加額		4,217,644,424	-
当期追加信託に伴う欠損金増加額		4,217,644,424	-
分配金	*1	17,803,214,027	68,104,355,344
期末剰余金又は期末欠損金()		16,990,490,708	9,288,255,849

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前 期 平成18年12月5日現在	当 期 平成19年6月5日現在
*1 期首元本額	794,336,842,966円	874,681,174,463円
期中追加設定元本額	135,744,513,980円	74,438,975,039円
期中解約元本額	55,400,182,483円	112,118,108,898円
*2 特定期間末日における受益権の総数	874,681,174,463口	837,002,040,604口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,990,490,708円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
*1 分配金の計算過程	<p>(平成18年6月6日から平成18年7月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,867,148,900円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,130,633,746円)及び分配準備積立金(70,352,918円)より分配対象収益は26,068,135,564円(1万口当たり320.84円)であり、うち2,843,715,212円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年7月6日から平成18年8月7日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,357,386,393円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,674,998,292円)及び分配準備積立金(93,038,373円)より分配対象収益は27,125,423,058円(1万口当たり326.84円)であり、うち2,904,731,170円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成18年12月6日から平成19年1月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,900,019,822円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(25,109,299,876円)及び分配準備積立金(2,138,927,120円)より分配対象収益は30,148,246,818円(1万口当たり347.50円)であり、うち3,036,497,609円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成19年1月6日から平成19年2月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,242,392,678円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,966,000,703円)及び分配準備積立金(1,957,715,501円)より分配対象収益は30,166,108,882円(1万口当たり350.49円)であり、うち3,012,341,147円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
	<p>(平成18年8月8日から平成18年9月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,259,644,493円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,076,234,332円)及び分配準備積立金(539,192,902円)より分配対象収益は27,875,071,727円(1万口当たり331.05円)であり、うち2,947,036,107円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年9月6日から平成18年10月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,031,263,727円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(36,785,162円)、信託約款に規定される収益調整金(24,639,794,930円)及び分配準備積立金(840,482,252円)より分配対象収益は28,548,326,071円(1万口当たり332.40円)であり、うち3,005,960,670円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年10月6日から平成18年11月6日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,239,793,011円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,437,848,987円)、信託約款に規定される収益調整金(24,984,683,843円)及び分配準備積立金(891,981,071円)より分配対象収益は30,554,306,912円(1万口当たり351.73円)であり、うち3,040,386,758円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成19年2月6日から平成19年3月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,594,515,960円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,751,195,686円)及び分配準備積立金(2,137,674,399円)より分配対象収益は29,483,386,045円(1万口当たり346.25円)であり、うち2,980,242,794円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成19年3月6日から平成19年4月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,525,012,847円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(9,984,842,261円)、信託約款に規定される収益調整金(24,833,678,358円)及び分配準備積立金(1,728,036,827円)より分配対象収益は40,071,570,293円(1万口当たり470.04円)であり、うち2,983,774,582円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成19年4月6日から平成19年5月7日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,744,093,178円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(32,370,339,564円)、信託約款に規定される収益調整金(24,623,522,365円)及び分配準備積立金(11,963,222,556円)より分配対象収益は72,701,177,663円(1万口当たり864.94円)であり、うち2,941,869,634円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
	(平成18年11月7日から平成18年12月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の 配当等収益(2,758,295,915円)、 費用控除後、繰越欠損金を補填し た有価証券売買等損益(0円)、信 託約款に規定される収益調整金 (25,239,640,821円)及び分配準 備積立金(2,498,052,334円)より 分配対象収益は30,495,989,070円 (1万口当たり348.65円)であり、 うち3,061,384,110円(1万口当 たり35円)を分配金額としてお ります。	(平成19年5月8日から平成19年6 月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の 配当等収益(3,459,717,461円)、 費用控除後、繰越欠損金を補填し た有価証券売買等損益 (28,399,325,762円)、信託約款 に規定される収益調整金 (25,336,294,328円)及び分配準 備積立金(44,163,075,966円)よ り分配対象収益は 101,358,413,517円(1万口当 たり1,210.96円)であり、うち 53,149,629,578円(1万口当 たり635円)を分配金額としてお ります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日		当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	857,184,529,858	2,820,497	845,213,587,784	31,568,218,334
合計	857,184,529,858	2,820,497	845,213,587,784	31,568,218,334

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前 期 平成18年12月5日現在	当 期 平成19年6月5日現在
1口当たり純資産額	0.9806円	1.0111円
(1万口当たり純資産額)	(9,806円)	(10,111円)

ファンドの詳細情報の項目

「ファンドの詳細情報の項目」では、請求目論見書(有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書)の項目を記載しています。

請求目論見書とは、証券取引法の規定に基づき、投資者からの請求により交付される目論見書です。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
- 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額(-)
 - 発行済数量
 - 1 単位当たり純資産額(/)

第5 設定及び解約の実績

約款

D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド受益証券（以下「受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に受益証券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

(3) 投資制限

受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、

株式（株式投資信託証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月5日、休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）から、原則として利子等収益の範囲内で分配を行います。

また、売買益（評価益を含みます。）については、毎年6月および12月の決算時に原則として分配を行います。

但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

追加型証券投資信託

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース) 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、10,047,340,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆5千億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第8項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第53条第2項の規定による信託終了の日または、信託契約終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10,047,340,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。)を受託者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第45条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得単位および取得価額等)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口以上1口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。また、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第44条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、1口以上1口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。ただし、カナダの銀行休業日と同日の場合には、受益権の取得申込に応じません。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口以上1口単位をもって取得申込に応じることができます。また、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資に関する契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口以上1口単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、カナダの銀行休業日と同日の場合には、受益権の取得申込に応じません。

第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円に、1円に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者または当該証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

前5項および前6項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関において、当該信託の信託終了日の1年前以内で委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以内に、委託者、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を独自の料率に定めることができます。

第4項から第7項の規定にかかわらず、受益者が第44条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
- ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

- ホ. 金融先物取引に係る権利
 - ヘ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引を除く)に係る権利
 - ト. 金銭債権
 - チ. 約束手形
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたDIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。))の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券ならびに新株引受権証券および新株予約権証券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第6号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式および投資信託証券(公社債投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および投資信託証券(公社債投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および投資信託証券(公社債投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、

当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図び範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（保管業務の委任）

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第30条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国にお

いて発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第32条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。(一部解約の請求及び有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は、資金の立て替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第一計算期間については、平成15年7月15日から平成15年9月5日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免費)

第43条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日の前日ならびに第44条第2項および第3項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益

者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売却を行います。当該売却により増加した受益権は、第13条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第13条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、委託者が自ら募集したものについては、委託者において支払うものとし、収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第47条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となること確実な受益証券をもって行うものとし、委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の20の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。委託者は、カナダの銀行休業日と同日の場合には、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし第4項の規定に準じて計算された価額とします。委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合において、第49条の規定を準用するものとし、

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取り扱い)

第51条 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取り扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 この約款において「自動けいぞく投資に関する契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資に関する契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資に関する契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年7月15日

委託者 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者 みずほ信託銀行株式会社

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド

運用の基本方針

約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

高格付資源国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主に高格付資源国の公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資対象となる国は、委託者が定義した「資源国」の中から、信用力・金利・為替見通し等を判断材料とし、選定します。

投資対象となる公社債は、国債を中心に A A 格以上の格付けを取得しているとともに、流動性の高い銘柄とします。

格付け機関はムーディーズ社またはスタンダード&プアーズ社とし、両社が格付けを付与している場合には、どちらか高い方の格付けとします。

国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し、決定します。

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

(3)投資制限

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、

株式（株式投資信託証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

親投資信託 DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、その興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金10,037,340,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆6千億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項および第2項、第45条第1項、第46条第1項、第48条第2項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10,037,340,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下、「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))については法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価するものとします。以下同じ。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第26条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金融先物取引に係る権利

ト. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引を除く)に係る権利

チ. 金銭債権

リ. 約束手形

又. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- ロ．為替手形
- ハ．抵当証券

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5．特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
- 6．転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。))の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券ならびに新株引受権証券および新株予約権証券
- 7．コマーシャル・ペーパー
- 8．外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 10．外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 11．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12．貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
- 13．外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第6号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

委託者は、信託財産に属する株式および投資信託証券(公社債投資信託証券を除きます。))の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。))されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。))の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第20条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取

引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第30条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は、資金の立て替えをすることができます。信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年6月6日から翌年6月5日までとするを原則とします。ただし、初年度の計算期間については、平成15年7月15日から平成16年6月7日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（収益の留保）

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、信託を終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第43条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間内は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の認可取消等に伴う取り扱い）

第46条 委託者が、監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取り扱い）

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取り扱い）

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときまたは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託

約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益証券の買取を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年7月15日

委託者
受託者

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社

< 信託約款の変更のお知らせ >

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の(委託者の認可取消等に伴う取り扱い)の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。(下線部は変更部分を示します。)

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

(委託者の登録取消等に伴う取り扱い)

第51条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド

(委託者の登録取消等に伴う取り扱い)

第46条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

用語説明

・基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出します。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったものです。
・解約価額	解約時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。
・償還乗換優遇措置	投資信託の償還時に、その資金で他のファンドを購入する際、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・換金乗換優遇措置	追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社等が別に定める期間以降に、ファンドの売却代金もしくは、一部解約代金をもって、その販売会社等でファンドの取得申し込みを行う場合、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。この留保額はその投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・ファミリーファンド	ファンドが特定のファンドに投資する形態の商品設計のものをさします。受益者が購入するファンドをベビーファンド、そのファンドが投資するファンドをマザーファンドといいます。実質的な運用はマザーファンドで行うことにより運用の効率化を図っています。
・ファンダメンタルズ分析	経済の動向や企業の経営分析によって投資の意思決定の判断材料とするものです。
・テクニカル分析	市場指標等の動向から証券価格の位置や変動方向を分析し、投資の意思決定の判断材料とするものです。
・イールドカーブ	公社債の償還までの期間(残存年数)を横軸、利回りを縦軸にとり、グラフを描き、描かれた曲線をイールドカーブと呼びます。利回り曲線とも言い、金利の期間構造の分析に用いられます。
・デュレーション	デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、債券デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されています。
・ヘッジ	有価証券等の価格変動リスク、為替変動リスクを回避する取引のことをいいます。
・デリバティブ (金融派生商品)	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ファンドマネジャー (運用担当者)	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース) (愛称:ハッピークローバー)

追加型株式投資信託/バランス型/自動けいぞく投資適用

投資信託説明書 (請求目論見書)

2007年9月

興銀第一ライフ・アセットマネジメント

(「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を「DIAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。)

「D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：ハッピークローバー＞」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成19年9月5日に関東財務局長に提出しており、平成19年9月6日にその効力が発生しております。

「D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：ハッピークローバー＞」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に外国の公社債を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた公社債の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

発行者：興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

D I A M高格付インカム・オープン（毎月決算コース）

愛称として「ハッピークローバー」という名称を用いる場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額：1兆円を上限とします。

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」は、平成20年1月1日付で商号を「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

目 次	
項 目	掲載ページ
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等 1. 申込（販売）手続等 2. 換金（解約）手続等	1
第3 管理及び運営 1. 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (2) 保管 (3) 信託期間 (4) 計算期間 (5) その他 2. 受益者の権利等	3
第4 ファンドの経理状況 1. 財務諸表 (1) 貸借対照表 (2) 損益及び剰余金計算書 (3) 注記表 (4) 附属明細表 2. ファンドの現況	7
第5 設定及び解約の実績	26

第1 ファンドの沿革

平成15年7月15日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1. 申込（販売）手続等

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。
なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。
当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、カナダの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。
委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。
受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。
なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。
「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)
- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15% (税抜3.0%) を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
 - 当ファンドのお申込手数料は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)
 - 償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとして、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座 (受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座) に払込まれます。

2. 換金 (解約) 手続等

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時 (年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時) までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
 - 海外休業日には、解約の受付を行いません。
 - 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。
解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・解約代金の受渡金額は、解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた額となります。
個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。
- ・解約価額の照会方法等
解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

第3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の証券取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(2) 保管

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 信託期間

信託期間は平成15年7月15日から無期限ですが、下記(5)イ.の場合には信託を終了する場合があります。

(4) 計算期間

- a. 計算期間は毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、前記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記b.に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、当事者間の別段の意志表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎特定期間の末日（原則として毎年6月5日および12月5日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

2. 受益者の権利等

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みの際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成18年6月6日から平成18年12月5日まで)及び当特定期間(平成18年12月6日から平成19年6月5日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成19年1月24日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）の平成18年6月6日から平成18年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）の平成18年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の監査報告書

平成19年7月27日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

石井 貴司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）の平成18年12月6日から平成19年6月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM高格付インカム・オープン（毎月決算コース）の平成19年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

1【財務諸表】

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	前 期	当 期
		平成18年12月5日現在 金額(円)	平成19年6月5日現在 金額(円)
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		3,305,131,991	36,081,706,796
親投資信託受益証券		857,184,529,858	845,213,587,784
未収入金		2,000,000,000	20,500,000,000
流動資産合計		862,489,661,849	901,795,294,580
資産合計		862,489,661,849	901,795,294,580
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		3,061,384,110	53,149,629,578
未払解約金		1,018,688,871	1,620,544,103
未払受託者報酬		35,766,423	36,558,409
未払委託者報酬		679,562,063	694,610,210
その他未払費用		3,576,627	3,655,827
流動負債合計		4,798,978,094	55,504,998,127
負債合計		4,798,978,094	55,504,998,127
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		874,681,174,463	837,002,040,604
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	*3	16,990,490,708	9,288,255,849
(うち分配準備積立金)		(2,194,964,139)	(22,872,489,611)
剰余金合計		16,990,490,708	9,288,255,849
元本等合計		857,690,683,755	846,290,296,453
純 資 産 合 計		857,690,683,755	846,290,296,453
負債・純資産合計		862,489,661,849	901,795,294,580

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	前 期	当 期
		自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		1,234,604	6,300,524
有価証券売買等損益		56,262,080,730	98,879,057,926
営業収益合計		56,263,315,334	98,885,358,450
営業費用			
受託者報酬		214,212,879	223,865,170
委託者報酬		4,070,044,599	4,253,440,324
その他費用		21,421,196	22,386,428
営業費用合計		4,305,678,674	4,499,691,922
営業利益金額		51,957,636,660	94,385,666,528
経常利益金額		51,957,636,660	94,385,666,528
当期純利益金額		51,957,636,660	94,385,666,528
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		284,474,534	1,407,491,460
期首欠損金		48,494,483,289	16,990,490,708
欠損金減少額		1,851,688,906	1,404,926,833
当期一部解約に伴う欠損金減少額		1,851,688,906	1,230,908,414
当期追加信託に伴う欠損金減少額		-	174,018,419
欠損金増加額		4,217,644,424	-
当期追加信託に伴う欠損金増加額		4,217,644,424	-
分配金	*1	17,803,214,027	68,104,355,344
期末剰余金又は期末欠損金()		16,990,490,708	9,288,255,849

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

(貸借対照表に関する注記)

区分	前 期 平成18年12月5日現在	当 期 平成19年6月5日現在
*1 期首元本額	794,336,842,966円	874,681,174,463円
期中追加設定元本額	135,744,513,980円	74,438,975,039円
期中解約元本額	55,400,182,483円	112,118,108,898円
*2 特定期間末日における受益権の総数	874,681,174,463口	837,002,040,604口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,990,490,708円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
*1 分配金の計算過程	<p>(平成18年6月6日から平成18年7月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,867,148,900円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,130,633,746円)及び分配準備積立金(70,352,918円)より分配対象収益は26,068,135,564円(1万口当たり320.84円)であり、うち2,843,715,212円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年7月6日から平成18年8月7日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,357,386,393円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,674,998,292円)及び分配準備積立金(93,038,373円)より分配対象収益は27,125,423,058円(1万口当たり326.84円)であり、うち2,904,731,170円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成18年12月6日から平成19年1月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,900,019,822円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(25,109,299,876円)及び分配準備積立金(2,138,927,120円)より分配対象収益は30,148,246,818円(1万口当たり347.50円)であり、うち3,036,497,609円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成19年1月6日から平成19年2月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,242,392,678円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,966,000,703円)及び分配準備積立金(1,957,715,501円)より分配対象収益は30,166,108,882円(1万口当たり350.49円)であり、うち3,012,341,147円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
	<p>(平成18年8月8日から平成18年9月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,259,644,493円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,076,234,332円)及び分配準備積立金(539,192,902円)より分配対象収益は27,875,071,727円(1万口当たり331.05円)であり、うち2,947,036,107円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年9月6日から平成18年10月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,031,263,727円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(36,785,162円)、信託約款に規定される収益調整金(24,639,794,930円)及び分配準備積立金(840,482,252円)より分配対象収益は28,548,326,071円(1万口当たり332.40円)であり、うち3,005,960,670円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年10月6日から平成18年11月6日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,239,793,011円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,437,848,987円)、信託約款に規定される収益調整金(24,984,683,843円)及び分配準備積立金(891,981,071円)より分配対象収益は30,554,306,912円(1万口当たり351.73円)であり、うち3,040,386,758円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成19年2月6日から平成19年3月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,594,515,960円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,751,195,686円)及び分配準備積立金(2,137,674,399円)より分配対象収益は29,483,386,045円(1万口当たり346.25円)であり、うち2,980,242,794円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成19年3月6日から平成19年4月5日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,525,012,847円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(9,984,842,261円)、信託約款に規定される収益調整金(24,833,678,358円)及び分配準備積立金(1,728,036,827円)より分配対象収益は40,071,570,293円(1万口当たり470.04円)であり、うち2,983,774,582円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成19年4月6日から平成19年5月7日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,744,093,178円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(32,370,339,564円)、信託約款に規定される収益調整金(24,623,522,365円)及び分配準備積立金(11,963,222,556円)より分配対象収益は72,701,177,663円(1万口当たり864.94円)であり、うち2,941,869,634円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

区分	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
	(平成18年11月7日から平成18年12月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,758,295,915円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(25,239,640,821円)及び分配準備積立金(2,498,052,334円)より分配対象収益は30,495,989,070円(1万口当たり348.65円)であり、うち3,061,384,110円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	(平成19年5月8日から平成19年6月5日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,459,717,461円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(28,399,325,762円)、信託約款に規定される収益調整金(25,336,294,328円)及び分配準備積立金(44,163,075,966円)より分配対象収益は101,358,413,517円(1万口当たり1,210.96円)であり、うち53,149,629,578円(1万口当たり635円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 自平成18年6月6日 至平成18年12月5日		当 期 自平成18年12月6日 至平成19年6月5日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	857,184,529,858	2,820,497	845,213,587,784	31,568,218,334
合計	857,184,529,858	2,820,497	845,213,587,784	31,568,218,334

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前 期 平成18年12月5日現在	当 期 平成19年6月5日現在
1口当たり純資産額	0.9806円	1.0111円
(1万口当たり純資産額)	(9,806円)	(10,111円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	D I A M高格付インカム・オープン・ マザーファンド	535,962,959,914	845,213,587,784	
合 計		535,962,959,914	845,213,587,784	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

(参考)

当ファンドは「DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド」の状況
貸借対照表

科目	注記 番号	平成18年12月5日現在	平成19年6月5日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		8,500,836,607	9,736,014,149
コール・ローン		589,762,642	1,490,712,384
国債証券		562,243,801,169	527,462,355,131
特殊債券		300,157,685,961	322,509,252,950
社債券		25,964,898,770	39,603,645,983
未収入金		-	11,784,800,360
未収利息		8,416,165,934	8,273,287,399
前払費用		357,163,197	133,176,862
流動資産合計		906,230,314,280	920,993,245,218
資産合計			
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,140,000	180,635,110
未払金		5,941,706,276	-
未払解約金		2,071,655,000	20,566,169,000
流動負債合計		8,015,501,276	20,746,804,110
負債合計			
純資産の部			
元本等			
元本		639,124,560,767	570,869,175,067
剰余金			
剰余金		259,090,252,237	329,377,266,041
剰余金合計		259,090,252,237	329,377,266,041
元本等合計		898,214,813,004	900,246,441,108
純資産合計		898,214,813,004	900,246,441,108
負債・純資産合計		906,230,314,280	920,993,245,218

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成18年6月6日から平成19年6月5日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間の取扱い 同左

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成18年12月5日現在	平成19年6月5日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	599,063,705,133円	639,124,560,767円
同期中追加設定元本額	46,414,408,621円	15,567,085,415円
同期中解約元本額	6,353,552,987円	83,822,471,115円
同期末における元本の内訳		
DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)	609,922,107,484円	535,962,959,914円
DIAM高格付インカム・オープン<DC年金>	249,140,948円	265,256,256円
DIAM高格付インカム・オープンSRI(毎月決算コース)	944,511,796円	733,425,281円
自然環境保護ファンド	1,208,331,605円	1,313,802,240円
みずほBNY米国バンクローンファンド	1,266,878,167円	1,440,021,957円
DIAM世界インカム・オープン(毎月決算コース)	15,201,616,751円	21,086,105,736円
DIAM高格付インカム私募ファンド(毎月決算コース)(適格機関投資家向け)	2,331,754,630円	2,129,821,547円
DIAM高格付インカム私募ファンド2(毎月決算コース)(適格機関投資家向け)	2,231,885,406円	2,185,868,490円
DIAM高格付インカム私募ファンド3(3ヶ月決算コース)(適格機関投資家向け)	2,929,200,954円	2,149,344,179円
DIAM高格付インカム私募オープン(3ヵ月決算コース)(適格機関投資家向け)	2,839,133,026円	3,602,569,467円
(合計)	639,124,560,767円	570,869,175,067円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	639,124,560,767口	570,869,175,067口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自平成18年6月6日 至平成18年12月5日		自平成18年12月6日 至平成19年6月5日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	562,243,801,169	12,199,449,520	527,462,355,131	7,770,265,592
特殊債券	300,157,685,961	273,262,396	322,509,252,950	7,588,907,157
社債券	25,964,898,770	79,019,930	39,603,645,983	293,315,430
合計	888,366,385,900	12,005,207,054	889,575,254,064	15,652,488,179

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の状況に関する事項

区分	自平成18年6月6日 至平成18年12月5日	自平成18年12月6日 至平成19年6月5日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

平成18年12月5日現在					
区分	種 類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	カナダドル	1,615,200,000	-	1,617,120,000	1,920,000
	ニュージーランドドル	158,900,000	-	159,120,000	220,000
合 計		1,774,100,000	-	1,776,240,000	2,140,000

平成19年6月5日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	2,125,002,186	-	2,136,683,000	11,680,814
	カナダドル	16,745,935,304	-	16,873,029,600	127,094,296
	ニュージーランドドル	1,777,340,000	-	1,819,200,000	41,860,000
合 計		20,648,277,490	-	20,828,912,600	180,635,110

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成18年12月5日現在	平成19年6月5日現在
1口当たり純資産額	1.4054円	1.5770円
(1万口当たり純資産額)	(14,054円)	(15,770円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	CANADA 4.5 09/01/07	80,800,000.00	80,784,648.000	
	CANADA 2.75 12/01/07	141,100,000.00	139,907,705.000	
	CANADA 6.0 06/01/08	31,000,000.00	31,427,490.000	
	CANADA 4.25 09/01/08	360,500,000.00	358,996,715.000	
	CANADA 5.5 06/01/09	219,000,000.00	222,766,800.000	
	CANADA 4.25 09/01/09	179,900,000.00	178,604,720.000	
	CANADA 4.0 09/01/10	181,400,000.00	178,243,640.000	
	CANADA 6.0 06/01/11	150,400,000.00	158,229,824.000	
	CANADA 3.75 09/01/11	195,300,000.00	189,284,760.000	
	CANADA 5.25 06/01/12	124,900,000.00	128,804,374.000	
	CANADA 5.25 06/01/13	138,500,000.00	143,803,165.000	
	CANADA 5.0 06/01/14	215,200,000.00	221,765,752.000	
	CANADA 4.5 06/01/15	197,200,000.00	197,298,600.000	
	CANADA 4.0 06/01/16	133,300,000.00	128,607,840.000	
	CANADA 8.0 06/01/23	127,500,000.00	178,983,225.000	
	CANADA 8.0 06/01/27	159,300,000.00	234,405,171.000	
	CANADA 5.75 06/01/29	416,400,000.00	495,461,868.000	
	CANADA 5.75 06/01/33	401,300,000.00	487,579,500.000	
	CANADA 5.0 06/01/37	334,800,000.00	372,675,924.000	
カナダドル小計	銘柄数 : 19	3,787,800,000.00	4,127,631,721.000	
	組入時価比率 : 52.77%		(475,090,411,087)	
	合計時価比率 : 53.41%			
	NORWAY 5.5 05/15/09	587,000,000.00	590,874,200.000	
	NORWAY 6.0 05/16/11	241,500,000.00	248,986,500.000	
	NORWAY 6.5 05/15/13	487,500,000.00	521,868,750.000	
	NORWAY 5.0 05/15/15	485,000,000.00	482,332,500.000	
ノルウェークローネ小計	銘柄数 : 4	1,801,000,000.00	1,844,061,950.000	
	組入時価比率 : 4.17%		(37,545,101,302)	
	合計時価比率 : 4.22%			
	NEW ZEALAND 7.0 07/15/09	13,500,000.00	13,423,050.000	
	NEW ZEALAND 6.0 11/15/11	50,700,000.00	48,900,150.000	
	NEW ZEALAND 6.5 04/15/13	36,600,000.00	36,318,180.000	
	NEW ZEALAND 6.0 04/15/15	36,800,000.00	35,699,680.000	
	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17	29,500,000.00	28,627,095.000	
ニュージーランドドル小計	銘柄数 : 5	167,100,000.00	162,968,155.000	
	組入時価比率 : 1.65%		(14,826,842,742)	
	合計時価比率 : 1.67%			
国債証券計			527,462,355,131	
			(527,462,355,131)	

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	IADB 5.625 06/29/09	15,000,000.00	15,273,000.000	
	IADB 4.75 11/17/14	5,000,000.00	5,014,500.000	
	IADB 4.4 01/26/26	5,000,000.00	4,701,000.000	
	ASIA DEV BANK 4.65 02/16/27	10,000,000.00	9,715,000.000	
	KOMBNK 4.75 03/17/17	20,000,000.00	19,874,000.000	
カナダドル小計	銘柄数 : 5	55,000,000.00	54,577,500.000	
	組入時価比率 : 0.70%		(6,281,870,250)	
	合計時価比率 : 0.71%			
ノルウェークローネ小計	NIB 4.625 07/30/10	200,000,000.00	196,040,000.000	
	EIB 4.25 12/06/10	100,000,000.00	96,500,000.000	
	EIB 3.37 02/01/11	200,000,000.00	187,408,000.000	
	EIB 4.375 08/31/12	400,000,000.00	382,960,000.000	
	EXPORT DEV CAN 5.05 04/30/12	50,000,000.00	49,383,500.000	
	KOMBNK 4.25 10/24/11	300,000,000.00	286,260,000.000	
	銘柄数 : 6	1,250,000,000.00	1,198,551,500.000	
	組入時価比率 : 2.71%		(24,402,508,540)	
	合計時価比率 : 2.74%			
	IBRD 5.14 08/14/07	15,000,000.00	14,961,750.000	
	IADB 4.77 11/21/07	4,000,000.00	3,967,560.000	
	IBRD 4.37 01/23/08	9,500,000.00	9,352,750.000	
	NORDIC INVST BNK 4.68 04/24/08	10,000,000.00	9,846,700.000	
	IBRD 4.55 05/01/08	10,000,000.00	9,826,000.000	
	EIB 4.94 05/19/08	11,000,000.00	10,836,760.000	
	IBRD 4.35 05/27/08	9,500,000.00	9,298,315.000	
	NIB 4.32 06/02/08	5,000,000.00	4,893,950.000	
	COE 5.5 08/15/08	25,700,000.00	25,425,010.000	
	NIB 6.125 08/24/09	28,000,000.00	27,743,800.000	
	EIB 5.75 09/15/09	162,000,000.00	159,310,800.000	
	EUROFIMA 5.5 09/15/09	20,000,000.00	19,552,400.000	
IBRD 4.93 12/21/09	8,000,000.00	7,684,000.000		
EIB 6.125 05/21/10	28,000,000.00	27,672,120.000		
EUROFIMA 6.0 08/15/10	19,000,000.00	18,684,410.000		
IADB 5.75 12/22/10	38,000,000.00	37,049,240.000		
NIB 5.375 01/18/11	49,200,000.00	47,278,248.000		
EIB 5.375 01/24/11	99,000,000.00	95,564,700.000		
AFDB 5.5 02/21/11	107,000,000.00	103,258,210.000		
ASIAN DEV BANK 6.25 06/15/11	84,500,000.00	83,317,000.000		
IADB 5.75 06/15/11	24,000,000.00	23,308,800.000		
EUROFIMA 6.5 08/22/11	38,000,000.00	37,851,800.000		
COE 6.25 01/23/12	20,000,000.00	19,761,400.000		
ASIA DEV BANK 6.0 05/24/12	30,000,000.00	29,280,900.000		
EIB 6.0 08/14/13	88,000,000.00	85,914,400.000		
EUROFIMA 6.0 01/28/14	85,800,000.00	83,397,600.000		
COE 5.625 12/14/15	153,500,000.00	145,336,870.000		
ASIA DEV BANK 5.5 02/15/16	71,000,000.00	66,532,680.000		

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	IADB 6.0 05/25/16	25,000,000.00	24,287,250.000	
	EUROFIMA 5.625 10/24/16	27,500,000.00	25,927,825.000	
	IBRD 6.0 11/09/16	50,000,000.00	48,606,000.000	
	EUROFIMA 6.0 03/30/22	10,000,000.00	9,621,900.000	
	EXPORT FIN 5.15 07/18/07	15,000,000.00	14,976,600.000	
	QUEENSLAND 8.0 09/14/07	3,500,000.00	3,514,700.000	
	QUEENSLAND 6.0 07/14/09	77,000,000.00	76,376,300.000	
	NEW S WALES 7.0 12/01/10	97,900,000.00	99,466,400.000	
	QUEENSLAND 6.0 06/14/11	58,700,000.00	57,894,636.000	
	NEW S WALES 6.0 05/01/12	223,600,000.00	219,977,680.000	
	QUEENSLAND 6.0 08/14/13	193,600,000.00	188,082,400.000	
	NEW S WALES 5.5 08/01/14	24,000,000.00	22,869,600.000	
	QUEENSLAND 6.0 10/14/15	263,200,000.00	257,936,000.000	
	NEW S WALES 5.5 03/01/17	101,700,000.00	95,811,570.000	
	KOMMUNALBANKEN AS 5.2 09/10/07	15,000,000.00	14,947,800.000	
	KOMBNK 5.75 10/15/07	42,000,000.00	41,905,500.000	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 44	2,480,400,000.00	2,419,110,334.000	
	組入時価比率 : 27.32%		(245,950,947,658)	
	合計時価比率 : 27.65%			
	IADB 6.5 10/31/07	49,000,000.00	48,598,200.000	
	IBRD 5.5 11/03/08	13,000,000.00	12,576,200.000	
	EIB 6.75 11/17/08	65,000,000.00	63,862,500.000	
	NIB 6.625 02/23/09	31,000,000.00	30,225,000.000	
	EIB 6.0 07/15/09	84,500,000.00	81,103,100.000	
	IBRD 6.375 07/15/09	38,500,000.00	37,221,800.000	
	EIB 7.25 02/08/10	20,000,000.00	19,678,000.000	
	EUROFIMA 6.5 10/21/10	25,000,000.00	23,885,000.000	
	EIB 6.5 09/10/14	116,000,000.00	108,668,800.000	
	IADB 6.25 07/28/15	13,000,000.00	11,967,800.000	
	IADB 6.0 12/15/17	25,000,000.00	22,700,000.000	
	EXPORT DEV CAN 6.5 02/23/09	40,000,000.00	38,964,000.000	
	KOMBNK 6.0 11/04/09	5,000,000.00	4,769,500.000	
ニュージーランドドル小計	銘柄数 : 13	525,000,000.00	504,219,900.000	
	組入時価比率 : 5.10%		(45,873,926,502)	
	合計時価比率 : 5.16%			
特殊債券計			322,509,252,950	
			(322,509,252,950)	
社債券	CANHOU 4.4 03/15/08	214,000,000.00	213,619,080.000	
	CANHOU 4.1 12/15/08	59,700,000.00	59,204,490.000	
	CANHOU 3.75 03/15/10	73,000,000.00	71,256,760.000	
カナダドル小計	銘柄数 : 3	346,700,000.00	344,080,330.000	
	組入時価比率 : 4.40%		(39,603,645,983)	
	合計時価比率 : 4.45%			
社債券計			39,603,645,983	

DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
			(39,603,645,983)	
合計			889,575,254,064	
			(889,575,254,064)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
カナダドル	国債証券 19銘柄	52.77%	53.41%
カナダドル	特殊債券 5銘柄	0.70%	0.71%
カナダドル	社債券 3銘柄	4.40%	4.45%
ノルウェークローネ	国債証券 4銘柄	4.17%	4.22%
ノルウェークローネ	特殊債券 6銘柄	2.71%	2.74%
オーストラリアドル	特殊債券 44銘柄	27.32%	27.65%
ニュージーランドドル	国債証券 5銘柄	1.65%	1.67%
ニュージーランドドル	特殊債券 13銘柄	5.10%	5.16%

- (注)「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成19年7月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	888,175,196,477円
負債総額	4,181,101,755円
純資産総額 (-)	883,994,094,722円
発行済数量	863,215,558,561口
1口当たり純資産額 (/)	1.0241円

(参考) マザーファンドの現況

D I A M高格付インカム・オープン・マザーファンド

平成19年7月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	944,600,180,254円
負債総額	2,815,287,018円
純資産総額 (-)	941,784,893,236円
発行済数量	587,119,910,091口
1口当たり純資産額 (/)	1.6041円

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	20,198,940,000	30,580,000
	第2期	2,755,903,101	49,140,000
	第3期	1,165,751,840	60,930,000
	第4期	1,028,850,000	261,320,000
第2特定期間	第5期	2,290,030,000	441,770,000
	第6期	2,331,260,000	1,062,710,000
	第7期	3,826,019,000	787,890,000
	第8期	4,132,700,000	1,745,090,000
	第9期	2,530,450,000	431,080,000
	第10期	3,733,780,000	1,098,230,000
第3特定期間	第11期	2,428,110,000	689,390,000
	第12期	2,746,996,828	1,606,880,000
	第13期	3,006,413,372	2,604,310,000
	第14期	2,191,675,100	1,785,850,000
	第15期	4,384,126,643	1,788,135,723
	第16期	6,968,628,363	1,774,220,000
第4特定期間	第17期	10,894,390,049	895,519,423
	第18期	13,124,965,485	381,144,464
	第19期	14,605,514,960	324,900,410
	第20期	16,601,203,043	593,811,817
	第21期	18,678,021,296	476,523,158
	第22期	23,834,855,929	550,025,010
第5特定期間	第23期	45,132,121,557	597,772,560
	第24期	43,687,806,501	3,352,528,551
	第25期	32,820,750,829	1,537,352,291
	第26期	38,247,797,643	2,246,341,693
	第27期	45,086,213,837	2,865,159,014
	第28期	61,237,663,821	1,844,332,587
第6特定期間	第29期	168,660,957,463	3,018,667,271
	第30期	64,648,515,613	2,224,694,865
	第31期	67,408,638,686	2,440,252,960
	第32期	56,646,224,340	5,919,503,453
	第33期	35,557,596,479	4,514,281,886
	第34期	26,769,525,588	5,025,217,264

		設定口数	解約口数
第7特定期間	第35期	24,651,301,137	6,498,083,474
	第36期	23,994,806,790	6,561,675,771
	第37期	22,114,060,340	10,026,935,524
	第38期	28,164,924,784	11,329,335,339
	第39期	20,011,132,796	10,175,107,684
	第40期	16,808,288,133	10,809,044,691
第8特定期間	第41期	15,400,082,624	22,510,511,613
	第42期	12,601,970,487	19,503,816,777
	第43期	10,653,620,498	19,824,578,353
	第44期	12,728,550,631	11,719,468,278
	第45期	8,337,745,945	20,310,588,293
	第46期	14,717,004,854	18,249,145,584

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

DIAM
ダイヤモンド